

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年2月2日（月）11:10～11:51

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

川野 康朗 農林水産省林野庁治山課長

岡村 和哉 農林水産省林野庁治山課保安林調整官

谷口 正範 農林水産省林野庁企画課総括課長補佐

善行 宏 農林水産省林野庁治山課企画班課長補佐

城 風人 農林水産省林野庁計画課森林計画指導班課長補佐

竹本 央記 農林水産省林野庁治山課企画班保安林計画係長

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 林地開発許可権限の市町村への移管
森林伐採に係る届出手続きの軽減

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして、林野関係ということで「林地開発許可権限の市町村への移管」それから「森林伐採に係る届出手続きの軽減」の2つのテーマにつきまして、

議論をさせていただくこととなります。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 早朝からお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○川野課長 論点でございますが「保安林機能の維持・向上に必要な基準に適合する内容を予め記載した森林経営計画に基づいて行う間伐については、保安林制度における知事への間伐の届出を不要とすることができないか」ということで、保安林制度の話、森林経営計画制度の話は前回1月9日に御説明したところですが、重複するところもございまして、御説明いたします。

まず1としまして、保安林制度でございますが、前回も御説明しましたように、その目的としましては、災害の防備等の公共目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣または都道府県知事が指定して、森林所有者等の自由な森林の利用に規制を加え、その財産権に対して制限を課すというかなり強い制度でございます。かつ、指定された保安林につきましての適正な管理は、農林水産大臣または都道府県知事の責務とされているところでございます。

上から間伐の関係でございますが、保安林制度では、保安林における間伐の届け出があった場合はみずからの権限に属する保安林の管理事務として、その間伐の内容が当該保安林の指定施業要件に適合しているかどうかをチェックすることになっています。指定施業要件というのはこの注意書きにございますが、個々の保安林、一つ一つの保安林ごとにその保安林の目的、水害の防備、土砂流出・崩壊の防備とか個々に違っているのですけれども、その保安林の指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件、森林の取り扱いの要件を指定施業要件として個々に定めております。

まず、保安林を指定するときにセットで指定施業要件が定まる。それが森林法に基づいて告示されて、所有者にも通知されるというスキームになっております。その個々の保安林について定められております指定施業要件に、森林所有者さん等が間伐をする都度、それが施業要件にマッチしているかどうかというものを都道府県知事が確認する。それは保安林台帳というものを持っておりますので、それに照らし、そこに指定施業要件とかが書いてあるのですけれども、それと突合してチェックするという作業を行っております。もし、届けられた内容がその指定施業要件の範囲に入っていない、適合していないということになりますと、その届け出内容の変更等に関する指導や命令を行う。それによって、過度に伐採されて土砂が流出することを防ぐというスキームになっております。

一方、2が森林経営計画制度でございますが、これはそもそも先ほどの保安林が森林所有者の自由な森林の利用に規制を加える。それで公共目的を達成するということを主眼としておるのですが、この森林経営計画制度は森林の経営のより一層の計画化・合理化を行う。要は林業の振興といった観点でございます。それを第1の趣旨としているところでございまして、あくまでこれは森林所有者等が自主的に立てる。それを市町村長が認定する。

認定されますと、補助とか税制等の優遇措置を講じられるというスキームのものになっております。そういうことで所有者が自発的に計画を立てるよう、補助とか税制等の優遇措置でインセンティブを付与することによって、そういう林業経営活動が活発になるということを中心とした計画になっております。

それから、森林経営計画制度では、市町村長は間伐のほか、植栽、主伐等について保安林の指定施業要件とは異なる観点から、効率的になされているかといった観点も含めて、基準を満たしているかどうかを審査して、計画の認定の是非の判断を行っております。

ということで、保安林制度と森林経営計画制度は制度の趣旨、目的、手法、権限というものが全く違っているということでございまして、今回、論点で示されております保安林の機能の維持・向上に必要な基準を、あらかじめその森林計画に定めるのはどうなのかというお話でございますが、そもそも先ほど申し上げました保安林の指定から、指定施業要件の設定、それが合致しているかどうかのチェックなり、合致していない場合の指導・監督といった一連の手続が都道府県知事にあるということでございまして、市町村長はその権限・責務を有していないということでございますので、保安林に係る間伐の届け出がなされたときの内容の適否の判断が、市町村長はできないということでございます。

したがって、繰り返しになりますが、森林経営計画に基づいて行う間伐について、保安林制度における都道府県知事への間伐の届け出は不要とするということは制度の体系が違っている。権限の所在が違うということで困難ではないかと考えております。

4としまして、仮に森林経営計画書を用いて、保安林に係る間伐の届け出の内容の適否を判断しようとした場合に、その森林経営計画書の中に保安林の間伐に係る届け出書の記載内容である「実際に間伐を行う者」「実施期間」等を新たに記載してもらった上で、計画期間である5カ年分の詳細な計画を、森林経営計画の当初の認定申請時に確定しておく必要がある。要するに今の森林経営計画というのは、5年分の間伐をどこでどの程度やるかというある意味で粗々決めていたわけですが、保安林は冒頭申し上げましたように、災害の防止とかある意味非常にシビアな目的がございまして、いつやる、来月やるということがわかった時点で届け出をもらって、県はそれを大丈夫かという確認をするという行為をその都度やっております。

仮にもし、これを一体のものとして運用するとなると、アバウトと言ってはなんですけれども、今、5年間のそういう計画になっているものが詳細にいつ、どこをやるかというのを決めなければいけない。こういうものはその時々市場というもので、間伐の時期というのは左右されてきますから変更になる。そうすると、変更の都度その手続をしなければいけない。非常に煩雑になる。せっかく自主的な、自発的な森林所有者の経営活動を促進しようというこの森林計画の趣旨が、逆に阻害されてしまうとも言えるのではないかと考えております。そういうことで、あくまで別のスキームになっておりますので、それぞれの形で運用することがある意味で効率的・合理的ではないかと考えているところでございます。

この資料の説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

続けて、もう一つの資料についてもお願いします。

○川野課長 もう一点は林地開発の関係でございます、これは何回か林地開発許可制度のスキーム等々、あるいは県等の権限であるということの御説明をしておるわけです。今のお配りした新聞記事は著作権等がございますので、非公開でお願いしたいと思います。

前回、この議論の中で例えば市町村におろすことでもし災害が発生した場合、その責任を市にとらせるといった何らかの要件を付すこともそのやり方ではないかといったお話、あるいは関係の複数の市町村に影響がありますというお話を申し上げたのですが、それについては、関係市町村の了解を当該市町村がとるようなスキームをとったらどうかといったお話があったかと思うのですけれども、今、お配りしている資料（資料非公開）が1つの事例なのですが、1枚目が某新聞と書いておりますけれども、これは某県での林地開発許可で、これは森林を開発するということで、要は町が二分されて、ここに書いていますけれども、反対、賛成が拮抗する中で県知事への意見書も提出されたということで、まだこれは決着をしていないということなのです。結局、県のほうにそれぞれのほうから意見が出ているという形になっております。

もう一つも同じ某新聞でございます。結局、賛成派、反対派がそれぞれ活動して、ある意味收拾がつかなくなっている。ただ、林地開発許可の権限は県知事でございますので、県のほうで当然町の中の調整も見ながらということなのですけれども、最終的にはこれまで御説明しています4つの要件、災害の防備、水源の涵養、環境保全、もう一つありますが、とにかくその要件を満たせば、許可しなければならないということになっております。だから、最後はニュートラルに県知事として出された計画書を見て、判断をするということになりますので、これが仮にこの町なりにおろされていたとすれば、あるいは今後おろされるとすれば、よくある話でして、産業廃棄物施設とかいわゆる迷惑施設みたいなものができるといったときに、必ずといっていいほど設置される周辺の住民からは反対が出る。ただ、そうでない人たちは振興になるからどうぞという話も場合によってはあるということで、往々にしてこういう迷惑施設みたいなものは分かれるということがあります。

そういうことで、県のほうではあくまで林地開発制度という趣旨に照らせば、その目的がどうということではなくて、森林を開発することでどういう影響があるかという客観的な視点からでしか判断しませんので、ある意味厳しい判断もしなければいけないのですけれども、それで何とか動いているというのが実態であるということでございます。

例えば、周辺市町村への影響も場合によっては、いろいろ出てくる場合もあるのですけれども、当該市町村そのものがこのように割れてしまうと、とても周辺市町村に調整することにもなりませんし、災害が起きたときに誰がどう責任をとるのかということも、これは災害形態もいろいろでございます。

例えば、これは別の法なのですけれども、某市で違法な盛り土をした業者のせいで雨が

降って崩れて1人亡くなった。結構報道されたのですが、これも市の指導が十分ではなかったような報道もなされておりますけれども、なかなかそういう死者が出るという話になってくると、非常にシビアなものになってくるといふことで、とにかくそういう災害対応も含めて、いろいろな林地開発許可のノウハウを持っている県がニュートラルな形で審査をするということは、結果的には当該市町村にとってもそういう手続、事務が円滑に進むことになるのではないかという実態を見て、そういうことを御説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

委員の方に御意見を伺う前に、1つだけ事実関係で御質問をしたいのですが、2つの県が隣接するところでこういう林地開発許可で申請を行われたとき、もう一つの県の一定地区にも影響を与える場合、その調整はどのように今はやっぴらっしゃるのでしょうか。

○川野課長 それは県のほうですか。

○八田座長 県間です。1つの県のある市町村が近接したほかの県の市町村に影響を与えるということはあると思うのですが、その場合の調整はどのようにしておられるのでしょうか。自然災害に関しても影響を与える可能性はあると思うのですが、その場合はどうでしょう。

○川野課長 今のお話は県境近くの流域でという話ですか。

○八田座長 そのとおりです。

○川野課長 私どもも林地開発許可制度を所管しておりますので、大体そういう規模とかその形態によってはどういう影響が出るかというのは、過去の経験からわかりますので、そういうときには私どものほうに相談いただいたりして、そこはアドバイスをしているところでございますが、基本的にはその県の中で制度上判断しているということでございます。

○岡村調整官 林地開発許可につきましては、関係市町村の意見を聞く形になっておりますので、万が一そういった隣の県の市町村に影響が出るということであれば、制度的にはその市町村のほうに許認可を持っている県が、意見を聞くという形になろうかと思うのですが、そういった実態があるかどうかまでは我々も把握はしておりませんが、制度的にはそういう形になっています。

もう一つは、県の森林審議会の意見を聞くようになっておりますので、その中で専門家の意見も聞く形になっているところでございます。

○八田座長 そうすると、A県とB県があったときに、A県での林地開発許可をするときにB県の市町村にも意見を聞くという制度になっているということですか。

○岡村調整官 関係市町村に聞くという形になります。

○八田座長 もし、その影響が直接あると考えられないときには、A県の判断でもって聞かないということですか。

○岡村調整官 開発するところの市町村の意見は絶対に聞きます。

○八田座長 B県のところまでは必ずしも聞かない。

その判断はA県が行うのですか。

○岡村調整官 基本的にはそうです。

○八田座長 わかりました。

どうぞ。

○本間委員 新たに加わった委員ですので、これまでの議論と重複するところがあるかもしれませんが、地方自治法上は都道府県と市町村が協議をすれば、権限は移譲することができるということで、こういう事例というものはこれまでに何件ぐらい生じているのか、そのあたりの実態について簡単に御説明いただければありがたいです。

○川野課長 これは以前もお話ししているのですけれども、あくまで地方自治法で我々が所管していないのですが、我々が事務的に以前聴取したことがありまして、平成25年6月現在でございますが、11道県で68市町村について、この林地開発許可に係る権限をいわゆる地方自治法に基づく事務処理特例で県としては協議した上で、移譲していると我々としては把握しております。

○本間委員 これを多いと見るか、少ないと見るかいろいろな判断があると思うのですけれども、決して少なくはないと私は感じるのです。要するに、必要に応じてこういうものが上がってきて、1つの手続を経てということがあるわけで、それは市町村におろすことで不都合が生じないという判断がそれぞれにあったと思うのですが、一般的に協議を行った上でということ的前提としながら、原則として市町村のほうに移していくということを行った場合にどんな不都合が生じるのか。

御説明にも、幾つか災害の防止等々に影響が出るということがあろうかと思えますけれども、市町村に移したから市町村が災害に配慮しないで、決定してしまうということも考えにくいですから、市町村におろすことの問題点といいますか、一般化した場合にどういう不都合が生じるのか。そのあたりの見解を伺いたいです。

○川野課長 まず、先ほど申し上げました68市町村が多いのか少ないのかという話なのですが、これは単純に市町村数で割ると、約4%程度ということでございまして、我々がいろいろ聞いている中では、県によっては逆に全くおろしていない都道府県もありまして、そこは直接ではないのですけれども、いろいろ話を聞く中で考えられるのは、体制を含めて市町村ではなかなか処理が困難だろうと考えている県がそれなりにいるのではないかと。

それから、逆に市町村がみずから処理することが困難だと。例えば土木系の職員がいるとか、そういうことではないかということ等々が考えられます。

今、お話の市町村におろした場合、何が不都合かということとまさに関係してくるのですけれども、結局、これは冒頭にも言いましたように一定の基準があって、それを満たしているかどうかを審査するのはこの林地開発許可で、それは非常に技術的なものでございます。かつ、その林地開発というのは平野部とは違って山の斜面ですから、ものすごくバ

リエーションがあります。地形とか地質とか傾斜とかを判断する。しかも、開発の目的もいろいろ種類があるということは、その組み合わせたるや、ものすごいバリエーションになるのですが、それを一都道府県であっても年間の開発許可数というのは5、6件なのです。決して多くはない。それが一市町村当たりだとわずか10年に1回あるかどうか、平均的に見ますと非常にレアなのです。

そうすると、そのレアなケースに対して当然おろすとなれば、その市町村でそういった非常にバリエーションの多い開発を審査する体制を持たなければいけないわけです。そうになると、それなりのスタッフなりがいるということになってきます。したがって、逆に言いますと、おろしている68市町村というのは事務処理特例のスキームの条件、県と市町村が協議をして、お互いこれならいけるだろうと判断した上でおろしているのですが、それについてそれなりの規模の市町村であって、そういう体制もできている。これは移譲するまでに当該市町村に対して、いろいろ県のほうからノウハウを伝達するといったことも多分なされているだろうと思います。

そういった上で、やっと移譲しているというのが実態でございますので、まずはその市町村さんにそういう能力というか体制があるのかどうかということ、きっちりそれぞれの県で見きわめていただいた上で、やられているというのが実態ではないか。結果、こういう実績になっているのかと考えております。

○本間委員　ここは特区の話ですから、一般化して全体を市町村に全部押しつけるという話ではないと思うのです。

ですから、そこは体制のできているところから、きょうのお話を伺うと、どうも人手が足りないだとか、市町村の能力と言っていいかわからないのですけれども、そのあたりも含めて困難だというのは、余り合理的な理由には聞こえないのです。

林地開発はまさに市町村というか、企業であったりということで、地元そのものの経済にかかわる話であって、これは県行政というよりはむしろ市町村の現場でこそもっと詳しく審査をしてみて、その妥当性等々を判断するのがむしろ適当ではないかと思えるのです。ですから、むしろ原則としては市がやる仕事であると。大げさに言えば地域の経済そのものが変わっていくわけで、そういう案件が上がってきたときには、現場で審査することのほうが適切であると思えるのですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○川野課長　今のお話は特区の性格上、地域の経済活動をいかに円滑にするかという御視点のお話かと思いますが、もちろんこの林地開発により、森林資源を活用した拠点整備というのはそういうことも目的だと認識しておりますけれども、片や林地開発許可の目的が森林を開発することによる災害の防備等を目的としていることで、要はどちらに主眼があるかということになってくるかと思えます。

かつ、繰り返しになりますが、林地開発許可は一定の要件を満たせば許可しなければならないということになっております。もう一つはそういう意味で災害を防ぐ。国民の生命・財産を守るということで客観的に審査しなければいけないのですけれども、これは前回も

申し上げましたが、市町村段階ということになると、どうしても県知事よりは開発主体との関係がより近くなるわけです。そこが果たして客観的に判断できるのか。これは周辺市町村への影響も含めてそういうことも考えますと、やはり我々としては、災害の防備というのを主眼に林地開発許可を運用しているという認識でございますので、そこは客観的に審査をして、クリアすれば許可しなければなりませんので、そういう役割分担がやはり望ましいのではないかと考えております。

○八田座長　ここは災害の防止を林地に関して審査する能力が市にはないだろうというお考えに対して、意見の一致がないということで、次のトピックに移りたいと思います。

どうぞ。

○藤原次長　その点につきまして、御承知のとおり、これは地方創生特区の議論などももう始まっておりますけれども、非常に自治体に負担がかかるのであれば、国として全面的にバックアップするという形でやっていますから、そこはそういう話をされればされるほど、むしろ権限移譲して、きちんと国としてやっていこうという話につながりますので、その点はぜひ御認識をいただきたいと思います。

○八田座長　それでは、この保安林制度と森林計画制度の話です。これらは、全く違ったもともとの目的でできているものだというのは、おっしゃるとおりです。森林経営計画制度、保安林制度にも活用しようとするれば、経営計画の中で一定の保安林制度としての留意すべき間伐に関するやり方に関する規定が前もってなければならぬということもおっしゃるとおりだと思うのです。それをどこまでの基準でやるかですが、最終的に県が保安林制度のもとで指定施業要件に合っているかどうかというのを、個々の間伐の届け出があったときにするわけですけれども、それはやはり基準があると思うのです。透明性の高い基準があれば、これを最初の計画書をつくるときにやる。そこにそういう条件として入れ込むということが可能なのではないかと思うのです。

実際に、正確にこの時期にやるということを計画で決めるよりは、少なくとも保安林の観点からは大体どのくらいの期間に、どのくらいの頻度でやるのが必要だという種類の一定の条件を明記すればいいのではないかと思います。

○川野課長　先ほどの説明とちょっと重複するかもしれませんが、経営計画にその基準をというお話なのですが、結局経営計画のほうは間伐とか主伐、植栽をやるに当たっての一定の基準なのですが、これは全国一律でございまして、それに対して保安林は先ほど申し上げましたようにこの保安林はどうなのだという、個々の保安林に着目しておりますので、それごとに基準といいますか、簡単に言うと上限値みたいなものがあるのですけれども、その保安林ごとに一つ一つ違ってございまして、届け出が出された都度、指定施業要件を承知している都道府県知事が、チェックをしているということになっております。

森林計画にいろいろありますけれども、それをいつ間伐するか、来月なのかその次なのかははっきりしない中で、それを個々の基準を入れるというのは我々のイメージがあれなのですけれども、そもそも、今、森林計画というのは5年間のざくっとした計画になって

いる中で権限が別だというのは別にしても、それを入れるというのは極めて煩雑になるのではないか。今のお話では運用自体が非常に厳しいと感じております。

○八田座長 保安林の監督者のほうが、間伐の届け出があったたびにいろいろ判断するときの基準というものを、その林ごとに非常に明快にもう加味されているわけですか。

○川野課長 林ごとです。

○八田座長 林ごとにされているわけですから、その条件を満たしているかどうかというのはある意味で非常に客観的にわかるわけで、そんなに裁量の余地があるわけではないということですか。

○川野課長 個々に決まっていますので、今のお話についてはそうです。

ただ、それは裁量の余地はないのですけれども、県は届け出がありますと実際現地に確認に行くわけです。そうすると、何%間伐してもいいですよというのは決まっていますが、さらに現地を見てその間伐が適切かどうかということは、数字はあるのですけれども現地を見なければ判断できない部分、それを裁量と言っていいのかわかりませんが、それがございますので、そこはそういう手続が伴っているということでございます。

○八田座長 恐らく要望は、保安林としてちゃんと機能させることに対してはやりたいけれども、毎回毎回届け出て、それが通るかどうかわからないということが嫌だということだと思いますから、基準が透明になっていればそれを計画の中に組み込む。全部の林について透明な計画をつくるのは手間で大変なのかもしれないが、こういう森林経営計画をつくる場合には、地元が望むならそういう透明性の高い基準を入れ込む。そうすれば、それこそ届け出は認可のための届け出ではなくて、ただこういうことをやりますということだけを後で言えばいいということになればいいのではないかと思います。

○川野課長 その基準といえますか、計画の中身は先ほど申し上げたとおりなのですが、冒頭もお話ししたように、結局保安林の場合はそれがマッチしていない場合はそれを是正する措置を求めるような権限を伴っておりますので、それを先ほど言いましたように都道府県知事が持っている。片や森林経営計画の認定は市町村長であるというその違いというのがありまして、したがって、その届け出からチェックをして、必要があれば是正措置を求めるという一連の流れが途中で切れてしまうというか、そこら辺がどうしてもマッチしないと我々としては考えます。

○八田座長 この計画制度に書き込む保安林のための要件を満たした間伐をやっているかどうかというチェックをするということは、どこかでやらなければいけないと思うのですが、これを市町村でやるということでは、能力に疑問があるということなんでしょうか。

○川野課長 そうですね。

林地開発許可の話とも、多少そこは似通ってくると思うのですけれども、やはり保安林という意味で言いますと、間伐の仕方によっては災害ももたらしかねないということがございます。

○八田座長 そこは何か明快な基準があれば、市町村もできるように思えるのです。

○岡村調査官 先生がおっしゃるのは、権限を市町村におろしたほうがいいのではないかと
いうお話なのですか。それとも、間伐の届け出というものもなくせばいいのではないかと
いう御趣旨なのですか。

○八田座長 間伐について、一々許可を得てやる必要はないのではないかと。透明性の高い
条件を満たしているのならそれでやっていいと。でも、事後的に違反しているものについ
て、チェックを公のところが見なければいけないのは当たり前だと思うのです。要するに
もともとやったとおりのことをやっていけばそれでいいけれども、それから外れたものにつ
いては問題にすべきだと思います。

私はこの趣旨から言ったら、市がそういうチェックをすればいいと思うのですけれども、
その森林計画制度そのものがもともと市に提出しているものですが、保安林の観点から県
がそこをチェックしたいから、最終的なチェックも県がしたいというのも理解で
きないわけではないのですが、それもそういうことでいいか、当事者に聞いてみるというこ
ともあり得ると思います。

だけれども、同じ県がやるのでも随分種類は違うと思うのです。言ってみれば一件一件
許可を得たものだけをやるのと条件が明記されていて、その範囲内でやって、そこから明
らかに逸脱しているものについて、注意を受けるということだと思います。

○岡村調査官 間伐については、許可ではなくて届け出ですので先生のお話を聞いている
と、何か許可の話がされているような気がするのですが。

○八田座長 実際は届け出のたびに、先ほどのように現地を見てチョイスされるというこ
ともあるわけでしょう。だから、何か明快な基準がないということが問題なのではないで
しょうか。

○内田室長 事務局からですけれども、前回もちらつと言いましたが、これは提案者が県
ですので、その県に圧力をかけられたら困るけれども、県も全部は必要ないと思っている。
その枠については森林経営計画だと主体が違うからだめなのか、そうではなかったら何か
別の枠があるのかということが論点です。提案者が県だということはちょっと御配慮いた
だきたい。

○八田座長 そうすると、前もって森林計画制度をつくるときに、保安林的な観点から守
るべき条件というものを例えば県が明記して、その後は市が市の制度として運用すればい
いという考え方はあり得ると思いますけれども、いろいろな考え方があり得ると思います。

○川野課長 あとは、今、経営計画と保安林の話をしているのですけれども、経営計画の
策定率というのが全国でも森林全体の26%程度でございまして、要は経営計画の対象で
はないものが多いということなのです。当然保安林の公益機能というのは、言われている災
害とかでいいますと流域で見なければいけない。経営計画に入っていないところも多いわ
けです。流域で面的に見なければいけないということもありますので、そういう流れから
いうと、経営計画だけを別のスキームでやるというのが、保安林のサイドから言うと、保
安林を流域と捉えたときにどうなのかという問題もあると思います。

○八田座長 おっしゃるとおり、その場所にふさわしい保安林の観点から見た間伐に関する制約というのは、やはり県の御意見を聞いて、最初はどこかに入れるべきだと思います。その後ですね。

そういうことなのですが、事務局のほうから何か御意見はありますか。

それでは、今、必ずしも意見が完全に一致しているわけではないけれども、かなり解決策も見えているのではないかと私は感じるのですが、当該県にも我々から話してみますが、お役所のほうとしても、今、言ったような議論に沿ってますます検討をお願いしたいと思います。

きょうはお忙しいところ、どうもありがとうございました。